

○委員長(山本順三君) 質疑を続けます。はたともこさん。

○はたともこ君 国民の生活が第一のはたともこでございます。よろしくお願いいたします。

まず、枝野大臣に質問をいたします。

配付資料の①、②、③は、いずれも資源エネルギー庁に作成していただいた資料でございます。これらの資料によりまして、今年の夏、関西電力自身が設定した節電期間、七月二日から九月七日の平日のうち、現段階、データで示されております八月三十一日までの間は、大飯原発三号、四号が再稼働しなくても関西電力に電力不足は起こらなかった、すなわち、大飯三号、四号を再稼働させなくても常に供給力が需要を上回っていたことが示されていると思っておりますが、枝野大臣、そのとおりですか。

○国務大臣(枝野幸男君) これは、実際の再稼働の問題が議論されているときから申し上げてきておりますが、結果的にどうなるかという話ではなくて、電力は一瞬たりとも不足をさせてはいけませんので、様々なリスクというものを考慮に入れて、それでも電力不足を起こさせないようにするというところで準備をしなければならないものであると。

そうしたことの中では、今回は特に火力発電所の計画外停電が今年の夏あるいは例年と比べてもこれは非常に少ない。これは、ここについては私、電力会社に厳しいことを言っていますが、これについては相当頑張っていたいただろうというふうに思います。

それからもう一つは、雨が多くて水力発電がフルに近い形で力を発揮できたということ。それからもう一つは、やはり節電の御協力。これも、御協力のお願いをしてもどの程度やっていただけたのかということについてはかなりの幅を持って見なければならぬということの中で、期待どおり一〇〇%とは申し上げませんが、お願いをした水準にかなり近い水準で節電に御協力をいただいたということで、結果的にその需給の数字を見れば御指摘のとおりのことになっているということであると思っております。

○はたともこ君 改めて数字を確認したいと思っております。

資料の①で示されておりますように、関西電力のこの夏のピーク需要は、現在までのところ、八月三日の金曜日の二千六百八十二万キロワットでございます。

この資料の②を見ていただきたいのですが、八月三日の関西電力の供給力は二千九百九十二万キロワットで予備率、三百十萬キロワット、一一・六%の余裕があったわけですが、仮に大飯三号、四号、合計二百三十六万キロワットが止まっていた場合は、真ん中の②の表に示されておりますように、供給力は二千七百五十五万キロワット、予備率は七十三万キロワット、二・七%、予備率三%未満の電力需給逼迫警報レベルに達するということになる。

しかし、下の段の③の表には、実際には利用可能だけれども、燃料費が高いなどの理由で運用上意図的に停止をさせている、すなわちバランス停止させている発電所を動かせば、供給力は二千七百九十二万キロワット、予備率、百十萬キロワット、四・一%になり、しかも、その日、同じ六十ヘルツで応援融通が可能な中西日本では予備率、九百一萬キロワット、一〇・三%となることが示されておりますが、枝野大臣、そのとおりですか。

○国務大臣(枝野幸男君) まず、火力のバランス停止、これは燃料代がどうこうということよりも、全体の需給の前日等の見通しに基づいてやっているものでございます。

その停止分を上乗せをするということは当然あり得ますが、一方で、供給力の方には①、②の図の①と②の違いのところの、関西電力大飯の供給力を単純に引いた場合ということでおっしゃられているわけですが、実は単純に引くだけでは済まなくて、実は発電所の再稼働、原発の再稼働によって揚水の供給力、夜のうちに水を揚げておくということがフルで使えるようになっておりますので、実はこの分四十七万キロワットを考慮しなければならないということになるということは御理解いただきたいというふうに思いますが、その他の数字そのものは御指摘のとおりであります。

○はたともこ君 この資源エネルギー庁の資料により、今年の夏の現段階でのピークである八月三日に大飯原発三号、四号が稼働していなくても関西電力には百十萬キロワット、四・一%の余裕があり、中西日本五社からは、中西五社の予備率三%を確保したとして六百萬キロワット以上の応援融通が可能な状態にあったことが明らかになりました。この上に更に東京電力からも百万キロワット以上の応援融通が可能だったわけですから、大飯原発三号、四号の再稼働は全く必要なかったことが証明されたと思います。

今週の金曜日、九月七日、関西電力の節電期間が終了をいたします。枝野大臣、必要性が全くなく、暫定的な安全性しかない大飯三号、四号は速やかに停止させるべきだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(枝野幸男君) このまず夏について、繰り返しになりますが、結果的に、先ほど申しましたとおり火力の故障等がなかったりとか雨が多かたりとか、あるいは期待どおり節電に御協力をいただいたということがあったために、結果的にその数字だけ見れば再稼働しなくても電力足りたのではないかとありますが、しかし、もうまさにこれ、故障がいつ起こるかというのはまさに予測できないわけでありまして、雨等についても事前に予測できないわけでありまして、これ何年か積み重ねていけば節電の御協力についての見通し立てられるかもしれませんが、関西地区で数値目標言うのは初めてでありましたので、これも事前には十分ゆとりを持ってやらざるを得ないということの中では、私は需給という観点だけから見ても、今年の春先、需給の見通しを立てた時点での判断はこれは間違っていないかと。

逆に言いますと、何があっても供給が足りなかったということには絶対しないということで、それは経済産業省も各電力会社も、それから節電等御協力ということではユーザーの皆さんも全力を挙げた結果として、その絶対にしてはいけない電力が足りないという状況をつくらずに済んだということだというふうに思っております。

その上で、夏の節電期間が済んだらということについてのお尋ねでございますが、これはいろんなこと繰り返し申し上げますが、安全性について丁寧に確認をしてきた上で電力需給が一番注目をされましたが、電力需給のみならず電力価格や雇用への影響など、総合的な観点から必要性についても丁寧な確認を行い、再起動することを政府として判断をしたところでございまして、夏場の短期的な電力需給だけの観点から判断をしたものではございません。

なお、安全性については、規制委員会が発足をしましたら、これについては大飯に限らず、あらゆる原発について改めて独自の観点から本当に安全なのかどうかもう一度再確認していただくことになろうかと思っております。

○はたともこ君 では、次に細野大臣に伺います。原子力規制委員会人事、人事案件についてでございます。

私たち国民の生活が第一は、今回の原子力規制委員会人事については五名全員の任命に反対の立場でございます。私たちの第一の基本政策は、原発ゼロへ、エネルギー政策の大転換で十年後をめどに全ての原発を廃止するというものですが、今回の人事は、いわゆる原子力村の中心人物の一人である田中俊一氏を委員長とし、ほかにも原子力村の住人である方々を委員とする、明白な原発推進人事となっております。

さらに、私は去る八月二十日の行政監視委員会における質疑で、七月三日付けの政府文書、資料の④でございます、原子力規制委員会委員長及び委員の要件については、政府が日本語を捏造したでたらめ文書であることを明らかにいたしました。このようなでたらめな政府文書に基づく人事は白紙撤回すべきです。

そこで、改めて細野大臣に伺います。

配付資料④の七月三日付け原子力規制委員会委員長及び委員の要件についてという文書は、細野大臣の責任で出された文書ということによろしいでしょうか。

○国務大臣(細野豪志君) 原子力規制委員会の委員長及び委員につきましては、先

般御議論いただきました原子力規制委員会設置法におきまして次のような規定がございます。「人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。」ものとされております。また、原子力規制委員会が強い独立性を保ち、国民からの信頼を確保するためには、その委員長及び委員の中立公正性、透明性の確保を徹底することが重要であります。そういう考え方に基づいて法律上の欠格事由というのが定められております。

それに加えまして、今御指摘の七月三日付けの文書というのは、更にそこに加えまして新たな欠格要件を付与し、さらには、任命に際しましては情報公開を求める旨を規定をしております、この文書については私の責任において整理をし、公表したものであります。

○はたともこ君 この文書の2、委員長及び委員の要件の考え方の(1)に、中立公正性確保に関する法律上の欠格要件として、原子力事業者及びその団体の役員、従業者である者と書いてありますが、この原子力事業者の中に独立行政法人原子力研究開発機構、JAEAは含まれますか。

○国務大臣(細野豪志君) 御指摘があったのは、済みません、ちょっと、2の(1)のところということですか。

○はたともこ君 2の(1)です。

○国務大臣(細野豪志君) これは、法律の規定を引いたものをここで表したものでございます。そこで言うております原子力事業者というのは、原子力規制委員会設置法の第七条の七項の三号、すなわち原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置をする者、そのほか、全て読みませんが、原子力事業者全般、つまり原子力事業者の中でも大学や研究機関も含めた全てのものが法律ではっきり明記をされておりますので、それを定めたのがここで言うております。定めたというか、そこで言い表しているのはこの条文に当たるところでございます。

○はたともこ君 JAEAは含まれますか。

○国務大臣(細野豪志君) JAEAですか。

○はたともこ君 はい。

○国務大臣(細野豪志君) 研究機関も全て含まれます。すなわち、JAEAも含まれますし、資料でいいますと五枚目で書いていただいておりますが、原子炉設置者であります東京大学や京都大学、近畿大学などの、この全ての機関が含まれるということになります。

○はたともこ君 では、(2)を飛ばしまして、(3)の任命に際して情報公開を求める事項の①、②にある原子力事業者等という文言は、八月二十日の質疑におきましても、政府参考人櫻田準備室副室長は、これは委員会の決議に相当するものと答弁されましたが、細野大臣、そのとおりですか。

○国務大臣(細野豪志君) 委員会の決議というのは、これは議会の方で御議論をいただいて出していただいたものでございますので、私、今もちろん議会にも籍を置いておりますが、行政の側から答弁をするという立場からは、私自身が解釈を申し上げるべき立場にはないというふうに思っております。

ここで言うております原子力事業者等というのは、これは電力会社、さらには電力会社から距離を置くという意味で、電力会社や、その子会社、さらにはメーカーを含むものをこの原子力事業者等という形で表してございまして、そのことは何度か委員会でも答弁をさせていただいております。

○はたともこ君 櫻田準備室副室長は、これは委員会の決議に相当するとおっしゃったわけでございます。この国会の附帯決議に基づく(3)の①、②の原子力事業者等にはJAEAは含まれますか。

○国務大臣(細野豪志君) 済みません、ちょっと聞き取れなかったんですが、国会の決議の方ということですか、決議の解釈ということでしょうか。済みません、もう一度お願いします。

○委員長(山本順三君) はたともこさん、もう一度お願いします。

○はたともこ君 (3)ですね、(3)の①、②について、行政監視委員会で櫻田準備室副室長は、これは委員会の決議に相当するものと答弁されました。すなわち、国会の附帯決議に基づくものであるということをごさいます、この(3)の①、②に書いてあります原子力事業者等にはJAEAは含まれるかということをごさいます。

○国務大臣(細野豪志君) 済みません。大変失礼いたしました。

国会の決議は決議として、それはもうまさに議会の方で御議論をいただいてお作りになったものですので、私が答弁する立場にはごさいます。

このガイドラインで示しておりますこの(3)の①、②の情報公開の部分でございますよね。この部分については、これはまさに欠格要件に、(2)でお示しをしておりますものと同様のものごさいますので、こちらについてはJAEAは含まれないと。ちなみに、大学も含めて含まれないということであります。

是非御理解をいただきたいんですけれども、はた委員が、御主張が、そういうあらゆる原子力機関を全て排除をするということになりますと、大学関係者、さらには研究機関、全て排除をしなければならないということになります。そうしますと、専門性やいわゆる技術の面におきまして安全についての様々な判断がどうしてもやはりできないということにもなりかねませんので、そういった方々については、電力事業者からしっかりと距離を置けているということの一つの前提といたしまして、欠格要件には入れないという形で我々考えております。是非御理解をいただければというふうに思います。

○はたともこ君 済みません、もう一回確認します。

この(3)の①、②の原子力事業者等にはJAEAは含まれないと今おっしゃったわけですね。

○国務大臣(細野豪志君) はい。これは(2)と同じですので、これは(3)でもJAEAは含まれません。

○はたともこ君 では、今大臣は(2)と(3)には含まれないということをおっしゃったということごさいます。同じこの一枚の政府文書の中で、(1)は含まれるが、(2)、(3)は含まれないというようなことごさいます、日本語として全く成立をしていないと思います。このでたらめな日本語の政府文書は撤回をして、この文書に基づく人事案件も白紙撤回すべきであると私は思います。細野大臣、いかがですか。

○国務大臣(細野豪志君) 法律の欠格要件の中で書かれているのは、個別に一つずつ例示がしてあります。これは研究機関であっても、それはもう安全性についてチェックをする立場になりますので、現職の方についてはやはりやっていただくことはできない、そういった形で辞めていただいて入っていただくということごさいます。

遑って、この欠格要件としてガイドラインでお示しをいたしましたのは、これはやはり電力事業者との関係がいろいろとこれまで言われてまいりましたので、その部分についてのやはりはじめを付けられるということでガイドラインとしてお示しをしたものごさいます。

したがって、様々な御議論があるのは承知をしておりますけれども、是非とも御理解を賜ればというふうに思っております。

○はたともこ君 では、配付資料の⑦の附則第二条第五項の規定を使って、今国会閉会後に委員長及び委員を総理が任命するとの報道がございます。国会の同意を得ずに本当にそういうことができるのか、できるというのであれば、どういう場合にどういう理由でできるのか、細野大臣、説明してください。

○国務大臣(細野豪志君) 御指摘は恐らく附則の第二条第五項においての規定をお引きになっているというふうに思います。この法律の施行後最初に任命される委員長

及び委員の任命につきまして、国会の閉会又は衆議院の解散のための両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、委員長及び委員を任命することができる旨規定をされております。

確かにこういう規定はございますけれども、私どもとしては、今国会に同意人事を提出させていただいておりますので、会期が徐々に短くなっておりますけれども、何とか御承認いただきたいというふうに思っておりますので、それがもうとにかく、我々が今お願いをしていることでございます。

○はたともこ君 では、さらに、仮に国会閉会后、国会の同意なしに総理が任命をした場合、配付資料の⑧の附則第二条第六項によって、国会の事後承認は必要ないとの報道もあります。本当にそういうことができるのか、できるというのであれば、どういう場合にどういう理由でできるのか、細野大臣、説明してください。

○国務大臣(細野豪志君) 原子力規制委員会設置法附則の第二条第六項におきまして先ほどのような規定がございます。さらになお、原子力緊急事態宣言がなされている場合であっては、その旨を国会に通知したときについては、事後の承認は原子力緊急事態解除宣言がなされた後速やかに行うこととされております。この規定は、まさに今回のような事故を受けまして、全く空白ということが許されない状況というのがあり得ますので、そのときのために置かれた条文ということでございます。

こういう規定はございますけれども、私どもとしては、今回国会に提出をさせていただいておりますので、是非とも御承認をいただきたいと。国会の議決を経て、御承認をいただいた上で、総理に指名をという形を是非お願いをしたいと考えているところでございます。

○はたともこ君 では、時間が来ましたので終わりますが、ちょっと全く納得のできない説明でございました。

いずれにいたしましても、でたらめな政府文書に基づく現在の人事案は即刻白紙撤回すべきであるということを強く申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。